

伊佐市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成24年9月20日(木) 午前8時56分から10時25分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (21人)

会 長 21番

会長職務代理者 20番

委 員 1番 2番 3番 4番

5番 6番 7番 8番

9番 10番 11番 12番

13番 14番 15番 16番

17番 18番 19番

4. 欠席委員 (0人)

欠席者 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 17番委員、18番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」に係る意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長

農地係長

振興係長

振興係書記

開始時間 : 午前8時56分

- 事務局長 おはようございます。
只今より、平成24年度第6回農業委員会総会を開催いたします。
姿勢を正してください。 一同礼。
- 議長 あらためて、おはようございます。
非常に気候も秋らしくなってきましたけれども、今朝のテレビを
観ますと、鹿児島も北海道も気温の差はない感じがしておりました。
今年は、インフルエンザが流行するというような記事が、新聞にも載
っておりましたが、みなさん方も健康には充分注意されまして、体調管
理に努めていただきたいと思います。
また、台風についても直接の被害はありませんでしたが、風がだいぶ
強くて中には稲が倒伏した水田も見受けられますが、直接上陸しない
で、被害は少なくて済んだと思います。
また研修を、27日～28日に控えておりますので、体調を整えある
いは農作業の段取りをしながら、全員が参加できるようにお願いをして
おきます。
よろしく願いいたします。
それでは、本日は3番委員が若干遅れるという連絡がありました。
従いまして、全員の出席になると思いますが、ただいまから、平成2
4年度第6回農業委員会総会提出案件を審議いたします。
本日の議事録署名委員を、17番委員、18番委員にお願いをいたし
ます。

諸般報告

- 議長 議事にはいる前に、諸般の報告をお願いします。
報告1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を求
めます。
事務局。
- 事務局 報告、農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、ご報告い
たします。
資料の1ページなります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が4件、農地法3条
の解約が1件ありましたのでご報告いたします。

議案第1号

議長 事務局の報告が終わりました。
只今から、議事にはいります。
議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定
について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定
のうち所有権移転分についてご説明いたします。
3ページをお開きください。
あっせんによる所有権移転ですが、譲渡人は伊佐市菱刈徳辺のHK氏
です。
譲受人は、伊佐市菱刈徳辺、SK氏、31歳、自治会は桜馬場で、耕
作面積は69,886㎡です。
土地の所在地は菱刈徳辺の2筆、地目は畑、面積は2,120㎡です。
あっせん委員としまして、12番委員、20番委員にお願いしました。
次に利用権設定につきましてご説明いたします。
5-1ページの総括表をお開きください。
期間は2年7カ月から10年1カ月で、面積の合計は、田5,455
㎡、畑15,881㎡の計21,336㎡です。
利用権の設定をする者の数3人、設定を受ける者の数3人です。
土地の明細書等につきましては、4ページから5ページの整理番号1
番から4番のとおりです。
皆さまのご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 議案の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

(質疑なしの声、多数あり。)

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
これより採決を行ないます。
議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について原案
通り決定することに異議のない方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
全員賛成であります。
よって議案第1号は、原案の通り決定をいたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、を議題といたします。
当委員会に対し、申請が9件出されており、当委員会の審議を行いません。
事前に現地調査を行なっておりますので担当委員の報告を求めます。
整理番号1番につきまして、6番委員をお願いします。

6番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定の整理番号1番について、9月13日に調査しましたので、6番が報告をいたします。

受人のOTさん41歳は、大口篠原に居住され、自治会は篠原です。
また、渡人のTOさんは、大口篠原に居住されていらっしゃいます。
申請地は、大口篠原字寺ノ前の3筆の田で、合計面積4,687㎡を規模拡大のため、売買で購入されます。
耕作意欲はあり、農機具等も全部完備されており、また生産牛16頭を、父親と2人で飼っている意欲ある青年です。
以上により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
以上で報告を終わります。
ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、整理番号2番につきまして、15番委員をお願いします。

15番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る9月14日に現地調査を行いましたので、15番が報告いたします。

申請人STさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留西で、年齢は41歳です。
渡人THさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、自治会は桜馬場で、年齢は68歳です。
譲渡理由としましては、子への贈与となっております。

- 1 5 番委員 譲受理由は、親よりの受贈となっております。
申請地は、伊佐市菱刈徳辺字鳥越の9筆で、地目は田、地積は合計13,615㎡で、贈与であります。
受人の経営面積は15,246㎡で、取得可能面積であります。
農業従事者は2人で、通作距離は車で10分以内に位置し、現況は良く管理された水田であります。
経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
添付書類としまして、全部事項証明書、字図等が添付してあります。
委員の皆様方の審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。
- 議長 続いて整理番号3番について、12番委員お願いします。
- 1 2 番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号3番について、報告いたします。
調査日は、去る9月14日で、調査員は、12番委員です。
申請人で渡人のNYさんは、始良市西餅田にお住まいです。
受人は、KRさん、年齢は62歳で農業です。
立会いは、本人と父親がされました。
本人の住所は、伊佐市菱刈徳辺で、自治会は千鳥です。
申請地は、菱刈徳辺字堂田、地目は畑で、面積は1,036㎡です。
受人の経営面積は、4,887㎡です。
受人の農作業従事者は、3人です。
法律関係は売買です。
申請地の位置は、菱刈庁舎より徳辺方面に行って1番目の信号を右へ約500m行った所に、Sという会社があります。
そこから東へ300m下りまして、現況は畑ですが、作付けはされておられません。
現在までの地主が、年3回下刈りをされています。
現地は、受人のKRさんの実家の裏であるために、見たところKRさん以外の方が買う事ができないようなところで、実家の庭を通らないと機械も行けない状態です。
農機具は、トラクター、耕運機等があります。
名義が変更になり次第耕耘して、野菜を作付けしたいとのことでした。
決定事項として申請地は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまます。

1 2 番委員	委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。 1 2 番の報告、終了です。
議 長	続きまして整理番号4番について、1 5 番委員お願いします。
1 5 番委員	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号4番について、去る9月14日に現地調査を行ないましたので、1 5 番が報告いたします。 申請人KKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は場之木で、年齢は57歳です。 渡人KMさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は場之木で、年齢は82歳です。 譲渡理由としましては、親よりの受贈となっております。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字田ノ口の2筆で、地目は田、地積は合計2,536㎡で、贈与であります。 受人の経営面積は、9,275㎡で、取得可能面積であります。 農業従事者は2人です。 申請地は、自宅周辺に位置し、現況は、良く管理された水田です。 経営意欲もあり、農機具等も完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と判断いたしました。 資料としまして、全部事項証明書、字図等が添付されています。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします、私の報告を終わります。
議 長	続きまして整理番号5番につきまして、1 4 番委員お願いします。
1 4 番委員	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、1 4 番が報告いたします。 この申請は、去る9月15日に、受人BTさんの立会いのもと現地調査を行ないました。 受人BTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、自治会は下市山で、年齢は69歳です。 渡人BKさんは、受人BTさんのお母さんで、同じ敷地に居住され、年齢は95歳です。 申請地は、国道268号線沿いの重留にあるKから西へ300m位に位置した伊佐市菱刈花北字青木田の田で、地積1,040㎡であります。 良く管理された農地で、水稻を作付けされております。

1 4 番 委 員	<p>この申請は、親から子へ、贈与による所有権移転であります。受人の経営面積は、9,891㎡で取得可能面積でもあります。農作業従事者は受人のご夫婦2人で、通作距離は自宅から10分ほどです。</p> <p>経営意欲はあり、トラクター、田植機、コンバイン等の農機具も完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないことから許可相当と思われます。</p> <p>添付資料として、全部事項証明書、字図が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方の審議方をお願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議 長	<p>続いて整理番号6番について、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番について、去る9月14日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。</p> <p>申請人TSさんは、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は停車場、年齢は63歳です。</p> <p>渡人YSさんは、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は小木原中、年齢は53歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口小木原字宇津木ノ内、地目は田、地積は213㎡で、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は、10,645㎡で取得可能面積であります。</p> <p>農作業従事者は3人で、通作距離は受人の自宅から、南東へ100m位の所に位置しており、現況は良く管理された農地であります。</p> <p>圃場整備で、TSさんの農地に囲まれるように、YSさんの農地が取り残されてしまった形で入口もなく、農地に入るにはTSさんの農地を通らないと入れないということで、ぜひ、TSさんにと話が合ったそうです。</p> <p>経営意欲はあり、農機具等はすべて完備してあります。</p> <p>以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>続いて整理番号7番につきまして、18番委員お願いします。</p>

- 18番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定についてのうち整理番号7番を、18番が報告いたします。
- 9月18日、申請人のTDさんの立会いのもと、現地調査を行ないました。
- 申請人TDさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は中央です。K業をしながら農業をされており、64歳です。
- 渡人のHMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は川西で、農業で、73歳でございます。
- 申請地は、大口曾木字松ヶ迫、これは畑で、地積は1,754㎡と、大口曾木字宮田原、これは田んぼでして、地積は2,116㎡です。
- 申請地は、曾木の滝上流の約800m左岸に位置しておりまして、現在はHMさんが、転作田としてイタリアンを作った跡と、畑部分はギンナン畑になっていました。
- 受人のTDさんは、規模拡大ということで、隣接地なものですから、経営意欲はあり、農機具もトラクターと畑作物に応じた機械が揃っております。
- 以上のような理由で、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
- 委員の方々の審議方をよろしく申し上げます。
- 議長 続いて関連がございますので、整理番号8番、9番につきまして14番委員をお願いします。
- 14番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号8番について、14番が報告いたします。
- この申請は、去る9月19日に、昨日であります、受人MYさん立会いのもと、現地調査を行ないました。
- 受人MYさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は荒田下で、年齢は70歳です。
- 渡人SIさんは、大阪市住吉区长居西に居住され、年齢は78歳です。議案書の方では79歳となっておりますけれども、申請書の方が78歳でありましたので、78歳で報告させていただきます。
- 申請地は、国道267号線の下殿橋の近くに「Mの里」がありますが、そこから100mほど南に位置した伊佐市大口曾木字宮下、地目は畑で、地積が576㎡であります。
- 良く管理されております。
- この申請は、従兄弟同士の贈与による所有権移転です。
- 受人の経営面積は、142,984㎡で、取得可能面積であります。

1 4 番 委 員	<p>農作業従事者は、受人の夫婦と、息子さん夫婦の4人で、通作距離は、自宅から15分ほどです。</p> <p>経営意欲はあり、トラクター、田植機、コンバイン等の農機具も完備されております。</p> <p>以上のようなことから、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当と思われます。</p> <p>添付資料として、全部事項証明書、字図が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方の審議をお願いいたしまして、報告を終わります。</p> <p>続きまして、整理番号9番について、同じくこの申請は、9月19日に受人の親族MYさんの立会いのもとに、現地調査を行ないました。</p> <p>受人のYKさんは、伊佐市大口曾木に居住され自治会は後村で、70歳であります。</p> <p>渡人S Iさんは、大阪市住吉区长居西に居住され、年齢は78歳です。</p> <p>申請地は、国道267号線の下殿橋の近くの「Mの里」の裏手に位置した伊佐市大口曾木字石瀧の田で、地積が45㎡であります。</p> <p>隣接するYKさんの田と一緒にし、有効活用するということでありました。</p> <p>この申請も、従兄弟同士の贈与による所有権移転であります。</p> <p>受人の経営面積は、5,085㎡で、取得可能であります。</p> <p>農作業従事者は、受人1人です。</p> <p>通作距離は、自宅から10分ほどです。</p> <p>経営意欲はあり、トラクター、田植機等の農機具も完備しております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当と思われます。</p> <p>添付資料として、全部事項証明書、字図が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議 長	<p>只今、担当委員の報告が終わりました。</p> <p>申請件数9件の報告について、質疑討論はありませんか。</p> <p>(質疑なしという声多数あり)</p>
議 長	<p>質疑討論がないようですので、質疑討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定については、許可相当という意見であります。</p> <p>承認することに賛成の方、挙手を求めます。</p>

(全員挙手)

議長 全員挙手。
全員賛成であります。
よって議案第2号は、9件許可することに決定をいたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更申出に係る意見決定について、を議題といたします。

農業振興整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更申請除外が3件、編入が1件出されており、当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

まず、除外の整理番号1番について、5番委員お願いします。

5番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更除外についてのうち整理番号1番を、5番が報告いたします。

昨年度の農用地利用状況の調査で、会長が調査をされていて、14日の当日は申請人のKYさんは立会できないということで、事務局、会長と私で協議した結果を、報告させていただきます。

申請人KYさんは、菱刈徳辺に居住されています。

申請地は、菱刈徳辺字津橋段、地目は畑、面積は525㎡で、目的は、植林をしてクヌギを植えるということでの農振除外の申請でございます。

現地の状況の説明としまして、県道徳辺～川西線の北側にあたる位置でございます。

現況は、航空写真の状況から察すれば、ほとんど畑の状況を失っているという状況で、ほとんど周りは山で、農地を利用されている方は、おられないということで、今回の農振除外の申請をされてクヌギを植林するということの申請です。

農用地の集団化や、農作業の効率化への影響は、周りがほとんど山林化されていますので、この申請の地番の状況から影響はなく、農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれもないと思われ

ます。

それと農用地の保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれもない。

また、申請地は土地改良事業等がなされない土地で、影響はないとい

- 5 番 委 員 | うことで、転用が可能な見込みのある土地であると思われま
す。
以上のような理由により、除外はやむを得ないと判断をいたしま
す。
委員の審議をよろしく願います。
終わります。
- 議 長 | 続いて整理番号2番について、15番委員お願いします。
- 15番委員 | 議案第3号 農業振興地域整備計画の除外申出に関わる意見決定の
うち整理番号2番について、15番が、調査の結果を報告いたします。
去る9月14日、17番委員、18番委員と私15番委員が、申請人
KK氏の息子さんの立会いのもと、共同調査をいたしました。
申請人KKさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、製材業をされてお
ります。
申請地は、伊佐市菱刈川南字中島、地目は畑で、地積が1,642㎡
であります。
申請地の所在地は、川内川河川事務所から北へ250mの所に位置し
ております。
周囲は、東側は川内川、西側は河川堤防、南・北側は畑となってい
ます。これまで、耕作されてなくて遊休農地化していましたが、今回隣接
地の3,953㎡と併せて、太陽光発電用パネルを設置したいというこ
とで申請がなされましたが、この申請地が農振地となっていたため、農
振除外の申請がなされたものであります。
申請地は、河川に隣接しており、農作物を作付けても、地下水が高い
ため耕作に適していない状況でした。
太陽光発電施設の設置については、この土地の有効利用を図ること
になり、農業振興地域の除外については、委員3人の協議の結果やむを得
ないと判断しました。
周囲に与える影響はないと思われま
す。
添付資料としまして、土地の全部事項証明書、位置図、字図、畑の断
面図、事業計画書が添付されております。
以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願
います。
- 議 長 | 続いて整理番号3番について、4番委員お願いします。
- 4番委員 | 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更農振除外申請申出の
意見決定のうち、整理番号3番につきまして、去る9月14日、7番委
員、10番委員、私の3人と申請人の代理人市役所林務課の立会いのも

- 4 番 委 員 と、現地調査を行ないましたので、4番が報告いたします。
- 申請人は、大口曾木に居住の、SMさん82歳で、自治会は荻原であります。
- 申請地は、大口曾木字坂ノ上、地目は畑、地積は849㎡であります。
- 申請地の位置は、荻原集落東側の高台にあります畑の団地の一部でございます。
- 現況は、平成18年の豪雨災害で、大きな土砂災害があり、耕作できない状況であります。
- 土砂崩れの前の申請地には、さかしばが植栽されておりまして、土砂崩れしていない部分に残っていたようでございます。
- 申請地の東と西側は畑、南側は山、北側が道路であります。
- 農振除外につきましては、周囲の安全を図るため治山工事を行い、保安林として活用する計画でございます。
- 以上のようなことから、3人で協議をしました結果、農振除外はやむを得ないものと判断をいたしました。
- 添付書類といたしまして、全部事項証明書、位置図、写真が添付されております。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
- 議 長 続きまして編入の整理番号1番について、14番委員お願いします。
- 1 4 番 委 員 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更のうち編入の申出による意見決定の整理番号1番について、報告をいたします。
- この申請は、去る9月14日、申請人の代理人として伊佐市農政課の立会いのもと、20番委員と14番、事務局2人で現地調査を行いました。
- 申請人のSTさんは、埼玉県朝霞市宮戸に居住されております。
- 申請地は、伊佐市菱刈川北字筒口の3筆であります、合計面積は1,924㎡であります。
- 申請地の位置は、湯之尾にある菱刈泉熱配湯センターの北100m程にあり、地目は田で、3筆を1枚にして現在は水稻が作付けされております。
- 編入の目的は、農地として有効利用したいということであります。
- 申請地の東側は市道、ほか南・西・北側は田であります。
- 当申請は、去る8月22日付けで、伊佐市長より会長へ意見書を求める依頼がなされております。
- 意見書を求める内容は、申請人SKさんより編入の申出があったので意見を求めるということであります。

- 1 4 番委員 当該申請地の周囲が、農業振興地域農用地の区域であります。
農業振興地域からはずれた農地を、農振法による農地に変更したいという申請者の意向であります。
農振除外の申請の多い中、農振地域が増えることは歓迎すべきであるということと、申請者の意向を酌めば、この編入申請は許可すべきであろうという現地調査の皆さんの判断でした。
皆様方のご審議をお願いいたしまして、報告を終わります。
- 議 長 ただいま、担当委員の報告が終わりました。
只今の報告について、質疑討論はありませんか。

(はい、という声あり。)
- 議 長 はい、10番委員。
- 1 0 番委員 除外の件ですね、整理番号2番なのですが、太陽光パネル設置につきましてはそれぞれ関心があるところでございます。
このKKさん、自宅は近くなのですか。
それともだいぶ離れているのか、そうした場合には、近くに太陽光を引くのかあるいは売電専用なのか。
- 1 5 番委員 自宅は、菱刈田中に居住をされています。
発電については、九電への売電ということで、具体的なことは次の4条申請で出てくるということで、3人では許可相当ということで判断いたしました。
- 1 0 番委員 売電専用ということですかね。
- 議 長 よろしいですか。
はい、事務局。
- 事 務 局 これは売電専用でありまして、施工についてはH建設さんがされることとなります。
メガソーラーまではいきません、1000kw以上にはなりません
が、一応売電計画の中で、KKさんが事業主として、九州電力に売られる予定でございます。以上です。
- 議 長 他にありませんか。

(質疑なしという声多数あり)

議長 質疑討論がないようですので、これで質疑討論を終わります。
お諮りいたします。
議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について、除外及び編入はやむを得ないという報告であります。
これを承認することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
全員賛成であります。
よって議案第3号の、除外3件、編入1件は、許可という答申をすることに決定をいたしました。

議案第4号

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、を議題といたします。
当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が、2件出されており、当委員会の審議を行います。
事前に現地調査を行なっておりますので、その報告を求めます。
整理番号1番について、17番委員お願いします。

17番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号1番につきまして、去る9月14日、15番委員、18番委員、私17番、さらには申請者のWTさんの立会いをしていただきながら、4人で現地調査をいたしましたのでご報告申し上げます。

申請者は、鹿児島県霧島市牧園町高千穂にお住まいのWTさん、80歳でございます。

申請地の所在地は、菱刈荒田字島崎、地目は田、60㎡、同じく菱刈荒田字島崎、地目は田、84㎡の2筆の144㎡でございます、転用目的は道路でございます。

調査内容を具体的に申しますと、申請地は青木元集落の中心地に位置しておりまして、現況は道路でございます。

ここは、農振地域外でございまして、第2種農地でその他の農地でご

17番委員 ございますが、実際、道路に転用されたのが、昭和59年4月ごろ道路にしてしまったとのことで、顛末書が添付されております。

周囲の農地等に関わる営農条件への支障については、申請地は、東は住宅、西は水田、南は水田、北は宅地ということで、以前WTさんは、ここに、青木元にお住まいでありまして、自宅に入る道路として利用されておりました。

3人の総合意見といたしましては、現況につきまして道路としてずっと利用されているということで、止むを得ないということで判断をいたしております。

なお、申請にあたりましては、字図、全部事項証明書、顛末書、現況の航空写真等も添付されておりまして、申請は、許可やむなしということで、判断をいたしました。

皆様方のご審議をよろしく、お願いいたします。

以上です。

議長 整理番号2番について、16番委員お願いします。

16番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号2番について、去る9月14日に、申請人NHさんの立会いのもと、2番、8番それに私16番、3人で現地調査を行ないましたので、16番が報告いたします。

申請人NHさんは、大口小木原に居住され、自治会は春村で、年齢は69歳でございます。

申請地は、大口小木原字大丸で、住宅の隣に建設された倉庫でございます。

今回、農業委員会事務局よりご指導いただき、本人は地目が違うことにビックリし、すぐ農業委員会に4条の申請をした様子でした。

申請人は大阪に居て、平成11年1月に会社を退職し現在の所へ帰宅し、その一年前の平成10年、山野に居住している兄さんの計らいで住宅を建設され、いままで何も知らず宅地だと思い込んでいましたとのことでした。

許可をいただき、すぐ登記するとのことでした。

所在地は、旧道、郡山から山野へ通じる国道268号線の牛尾と山野との境界にI食鶏の工場と、隣にM工業がある所から西の方向へ約100mはいった所でございます。

春村自治会公民館の東側約100mのところに位置し、南側・西側は畑、東側・北側は住宅であります。

周辺はもともと畑地帯であったが、ほとんど宅地になり、道路、排水

16番委員 等も良く整備され周囲に悪影響を及ぼすような事はないと思います。
添付資料として、全部事項証明書、顛末書、被害防除に関する誓約書、
字図等が添付してあり、3委員で協議し許可相当としましたが、委員の
皆様方のご審議方よろしくお願いしまして、私の報告を終わります。

議長 ただいま、担当委員の報告が終わりました。
ただいまの報告について、質疑討論はありませんか。

(質疑なしという声多数あり)

議長 質疑討論がないようですから、これで質疑討論を終わります。
お諮りいたします。
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る決定につい
ては許可相当という意見ですが、承認することに賛成の方、挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
全員賛成であります。
よって、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定
については、2件許可することにいたしましたので、26日開催の県農
業会議に諮問をいたします。

議案第5号

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並
びに許可及び諮問決定について、を議題といたします。
当委員会に対し農地法第5条の規定による許可申請が4件出されて
おり、当委員会の審議を行ないます。
事前に現地調査を行なっておりますので担当委員の報告を求めます。
整理番号1番につきまして、19番委員お願いいたします。

19番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並
びに許可及び諮問決定のうち整理番号1番につきまして、19番より報
告をいたします。

9月14日、6番委員、13番委員と私19番委員において共同調査
をいたしました。

19番委員	<p>立会人として、申請人でありますMHさんの父親でありますMTさんが代理人として出席をしております。</p> <p>申請地の所在は、大口東小学校より南西へ800m位、目丸集落の周辺部でありまして、6番委員の自宅から東側に180m程の所に位置しています。</p> <p>伊佐市大口目丸字原ノ後、地目は畑、地積は690㎡であります。</p> <p>現在、さつまいもが栽培されております。</p> <p>所有権移転の売買となっております。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口目丸に居住されていますORさん、86歳であります。</p> <p>農地の区分は、第二種農地でその他の農地となっております。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口里に居住されているMHさん、34歳で、今回借家住まいのため、自宅を新築するものであります。</p> <p>この申請は、一般住宅690㎡で、500㎡を超えておりますが、申請地は、北東が水路、北西・南西は農道であるため、その部分の分筆ができない点、また、道路との高さがあるため進入路が必要である点、この道路との高さですが、約1.5mあると思われま。</p> <p>南西側は、他人の土地であり、190㎡残しても、渡人は87歳で、そこしか農地はなく、耕作意欲もないため、未耕作地として残る可能性が強く、譲渡し人も一括譲渡を希望されているとのことあります。</p> <p>また、申請者は水稻農家の息子さんで、鹿児島ブランド伊佐米DCの名で米のネット販売を親に変わって行なっており、米倉庫も併せて設置をする予定もあるというような事ございまして、現在、さつまいもの栽培販売等も計画されておるようです。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、配置図、建物平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書が提出されております。</p> <p>調査の結果、この申請については、3人調査委員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方の審議方をよろしく願いまして、報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして整理番号2番につきまして、12番委員をお願いします。</p>
12番委員	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定の5号2番を、12番が報告いたします。</p> <p>調査日は、去る9月14日です。</p> <p>調査委員は、5番委員、21番委員、12番委員です。</p> <p>渡人NYさんの住所は、始良市西餅田です。</p>

1 2 番委員	<p>受人KRさんは、62歳、農業と会社勤めです。 住所は、伊佐市菱刈徳辺、自治会は千鳥です。 申請地は、菱刈徳辺字狩迫、地目は畑、面積は2,118㎡です。 転用目的は、植林です。 現況は、竹林で、にが竹等が生えていました。 平成4年4月頃から耕作不便のために農地性は喪失しておりました。 申請地の位置は、菱刈庁舎より、徳辺方面国道268号線を南へまがり、500m位のところです。 旧S社東下となります。 東は国道268号線、西は山林、南はI交通、北はS社です。 下刈りして植林しますと、景観はかえって良くなると判断しました。 3人で協議しまして、やむを得ず許可相当だと判断いたしました。 なお、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、誓約書、顛末書、字図が添付されています。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。 12番が報告をいたしました。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号3番につきまして、11番委員お願ひします。</p>
1 1 番委員	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち整理番号3番については、去る9月14日、1番委員、3番委員それに申請人のIHさんの立会いで調査を行ないましたので、11番が、報告をいたします。</p> <p>本申請は、受人のIHさん80歳、住所は伊佐市大口山野に居住で、自治会は井立田であります。</p> <p>渡人のYHさん63歳、住所は伊佐市大口小木原に居住で、自治会は小木原中であります。</p> <p>小木原中のYHさんより、売買により所有権移転をされるものであります。</p> <p>申請地は、大口小木原字今村、地目は畑で、現況はIHさんの息子さんが管理している手入れの届いた畑であり、休耕の畑であります。</p> <p>今回の転用の目的は、駐車場として利用することと、現在息子さん家族5人がそれぞれ一台ずつ車を所有し、5台を駐車するため、現在まで今回の申請地の一部を駐車場としてYHさんより借りていましたが、今回、YHさんの要望もあり、駐車場としては少し広いですが残地は小菜園として利用することとしました。</p> <p>現地の位置は、北側は息子さんの自宅、南側は道路を挟んでYHさんの自宅、東側・西側は住宅であり、駐車場は屋根を付けないと、</p>

1 1 番委員	<p>現地もそのまま周囲に及ぼす影響はないのではと判断しました。</p> <p>添付書類としまして、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除計画書の中に、駐車場はそのまま屋根を付けないで現状のままですということでした。</p> <p>以上のような理由により、3人で協議の結果、許可の方向で良いのではないかと判断いたしましたが、皆様方の審議をよろしく願いまして、報告を終わります。</p>
議 長	<p>続きまして、整理番号4番につきまして20番委員お願いします。</p>
2 0 番委員	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち整理番号4番について、議席番号20番より現地調査の報告をさせていただきます。</p> <p>当案件ですが、去る9月14日、21番委員、事務局と私20番委員において、共同調査をいたしました。</p> <p>立会人として、申請人であります鹿児島市株式会社M代表取締役社長MH氏、譲渡人YS氏が出席しています。</p> <p>申請地の所在地は、Y住宅の北側の道路を登りM地区簡易水道施設があり、以前養豚場があった場所の端に位置するところでございます。</p> <p>林道に接していて、登記地目は畑となっておりますが、現在原野化しています。</p> <p>伊佐市菱刈前目字芦谷です。</p> <p>地積は、皆さんの議案資料の中では1,009㎡となっておりますが、これは事務局の間違いであろうと思いますが、申請書の方では地積が1,013㎡となっております。</p> <p>所有権移転の売買となっております。</p> <p>譲渡人は、YS氏、52歳であります。</p> <p>受人は、鹿児島市の空調設備会社の株式会社Mであります。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。</p> <p>転用目的は、太陽光発電所への通路及び駐車場となっております。</p> <p>また、未耕地になった時期について、その経過等は、始末書で添付されております。</p> <p>現地の調査において、農業委員会での申請面積は1,009㎡ですが、全体の開発面積が大きいとため、周囲の環境や、施工については、十分に注意を払うよう指導いたしました。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、配置図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除計に関する誓約書、汚排水処理確約書、会社の定款が提出されております。</p>

20番委員	調査の結果、この申請については、3人の調査委員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方の審議方をよろしく願いまして、以上で報告を終わります。
議 長	<p>ただいま、担当委員の報告が終わりました。 この報告について、質疑討論はありませんか。</p> <p>(ちょっといいですか、という声あり。)</p>
議 長	はい、7番委員。
7番委員	整理番号4番の通路の面積はどの位になるのか、駐車場の車は何台位止められるのか、その辺をお尋ねします。
議 長	通路はどれ位になるのか、駐車場はどの程度か。
20番委員	<p>この1,013㎡の中、ほとんど通路、駐車場ですが、駐車場は16台位車はいるということです。 そして駐車場の残ったところは、大型車が往来できるような状況で、ほとんど1,013㎡の面積は、そういうものに使用されるという説明がございました。 ここに進入口10mの通路となっております。 残りは、さっき申しましたように駐車場、16台ということでございます。</p>
議 長	よろしいですか。
7番委員	はい。
議 長	事務局。
事 務 局	<p>先ほど話があったように面積ですが、1,009㎡になっていますが、全部事項証明書を見ますと、1,013㎡となっていましたので、訂正をお願いします。 すみませんでした。</p>
議 長	別に、質疑はありませんか。

(質疑なしの声、多数あり。)

議長 質疑討論がないようですから、これで質疑討論を終わります。
お諮りいたします。
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定については、許可相当という意見がありますが、承認することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
全員賛成であります。
よって議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、4件許可ということに決定をいたしましたので、26日開催の県農業会議に諮問をいたします。

議案第6号

議長 議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。
当委員会に対し、非農地証明願申請が5件出されており、当委員会の審議を行います。
事前に現地調査を行なっておりますので担当委員の報告を求めます。
整理番号1番について、6番委員お願いいたします。

6番委員 議案第6号 非農地証明願の整理番号1番について、この件は昨年現地調査を行なったところです。
今回、19番、13番、6番で調査をしましたが、何ら変わっていませんでした。
申請目的は、非農地、現況は山林です。
土地の所在地は、大口目丸字夫婦池、台帳は畑で地積は672㎡です。
非農地にいたった理由は、昭和60年3月頃、労力不足及び耕作不便のため、ヒノキを植林しました。
また、周囲も山林化しており、3人で協議した結果、農地にはできないと判断いたしました。
ご審議方よろしく申し上げます。

議長 続きまして整理番号2番について、1番委員お願いします。

- 1 番 委 員 議案第6号 非農地証明願についてのうち整理番号2番について、1番が調査の結果を報告いたします。
- この農地については、一昨年の遊休農地調査で私が現地調査したものであるため、去る9月14日、3番委員と11番委員と私1番委員で協議をいたしました。
- 申請人KAさんは、長崎市小江原に居住されております。
- 申請地の所在地は、伊佐市大口白木字山仁田の8筆で、地目は田が2筆で、畑が6筆で、地積は合計7,220㎡であります。
- 国道447号線を挟んだ、白木神社があるちょうど反対側の集落の奥にあります。
- 周囲の状況は、一部農道に面している箇所もありますが、すべて山林となっております。
- 非農地となった時期は、昭和56年1月1日頃であります。
- 非農地となった原因は、昭和55年頃にスギを植林したことによるものであります。
- 私が調査した時点ではすでに山深くなっておりまして、山中の道においては、車が行けない状況にありました。
- 東西南北の現況は全部山林となっており、調査の結果、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断いたしました。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
- 以上で、報告を終わります。
- 議 長 続きまして整理番号3番について、3番委員お願いいたします。
- 3 番 委 員 議案第6号 非農地証明願の3番について、報告をいたします。
- この件については、昨年の遊休農地で私が調査して、非農地申請が出たところです。
- 去る9月14日に、1番委員、11番委員、私で協議したところです。
- 申請人はUTさんで、現在入院されております。
- 申請地は大口木ノ氏字坂ノ上、地目は畑で、地積は1,654㎡です。
- 周囲の状況は、すでに山林化になって、東側が畑、西側が遊休農地、南側が畑、北側が遊休農地と山林と周りもそういうような山林化しているところです。
- 非農地となった時期としては、おじいさんが亡くなられた昭和58年4月頃、一時造園士に推されて植木の圃場として利用されていましたが、5～6年位だったでしょうか、廃れてその後放置されて、原野化となったようであります。

- 3 番 委 員 耕作不能で、原野化しておりますので非農地の申請が出されたところ
です。
報告を終ります。
皆様の審議をよろしく願います。
- 議 長 続きまして整理番号4番につきまして、4番委員願います。
- 4 番 委 員 議案第6号 非農地証明願の整理番号4番につきまして、去る9月1
4日、7番委員、10番委員、私の3人と申請人NMさんの立会いのも
とで、現地調査を行ないましたので、4番が報告いたします。
申請地は、昨年の利用状況調査におきまして、4番が調査したところ
でございますが、現地調査はいたしました。
申請人NMさんは、大口田代に居住され、59歳で、自治会は馬渡で
あります。
申請地は大口田代字柳ヶ谷、地目は畑で、地積は371㎡であります。
現況は、50トンタンクと灯油タンクが設置されております。
周囲の状況は、東側が高台の畑、西と南側が山、北側が鶏舎でありま
す。
非農地となった時期は、昭和58年12月1日頃であります。
非農地となった理由といたしましては、M農業協同組合が申請地の隣
接地に「育すう場」を建設した際、水タンクと灯油タンクの敷地として、
農業委員会の許可を受けずに使用させ、現在に至っております。
以上の状況から、3人で協議をいたしました結果、農地属性を喪失し
ており、農地への復旧は容易ではないと判断いたしました。
添付書類としまして、全部事項証明書、位置図、建物配置図、顛末書
が添付されております。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。
- 議 長 続きまして整理番号5番について、12番委員願います。
- 1 2 番 委 員 議案第6号 非農地証明願について、12番が報告いたします。
この案件は、去年、会長が調査されまして、3人で協議した結果、今
回は現地に行きませんでした。
申請人のNHさんは、鹿児島市桜ヶ丘に居住されております。
本人にも電話をいたしましたところ、20年位前から放棄して山林化
してしまったということで、本当に申し訳ないと電話で話されました。
周囲の状況は、東西南北すべて山林化しておりまして、今は、歩くの
も困難な状況です。

- 1 2 番委員 このような状況によりまして、3人で協議した結果、やむを得ずという事でしたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。
全部事項証明書、字図、航空写真等が添付されております。
よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、担当委員の報告が終了しました。
この報告について、質疑討論はありませんか。
- (質疑なしの声、多数あり。)
- 議 長 質疑討論がないようですので、これで質疑討論を終わります。
お諮りいたします。
- 議 長 議案第6号 非農地証明願については、農地法第2条第1項の農地に
該当せず、非農地とすることに賛成の方、挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 全員挙手であります。
全員賛成でありますので、よって議案第6号 非農地証明願は、5件、
農地法第2条第1項の非農地とすることに、同意する意見を附して送付
することにいたします。
- 議 長 以上をもちまして議案採決を終了いたします。
月例報告、その他。
- 事 務 局 月例報告
農業委員先進地研修の件
10月現地調査(合同調査)の件
建議の件
- 事 務 局 以上で平成23年度第6回農業委員会総会を終了いたします。
姿勢を正してください。一同礼。

終了時間 午前10時25分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 17番委員

伊佐市農業委員 18番委員
